

国家と労働者階級

— 植民地労働者と民族自決権 —

三 好 正 巳

目 次

まえがき

- 一 日本帝国主義の土地収奪と産業奪取
- 二 民族の主権と在日朝鮮人労働者の形成

まえがき

本稿は、もともと単独に発表することを予定したものではなかった。したがって、その単独の発表にあたっては、全体構想およびその分析方法について若干の説明を加え、本稿の意図する課題をより鮮明にする必要を痛感する。

さて、本稿は、日本帝国主義を植民地経営とそこに発生する労働問題をふくめて帝国主義のもとでのトータルな問題として解明しようとするための作業である。しかも、この意図は、日本帝国主義論の一部として労働問題を把握しようとするところを中心がある。しかし、この意図を具体化しようとするれば、「植民史」が帝国主義史

研究の重要な一環であるという共通の認識が成立しながら、植民地研究の視角および方法についてはなお十分な発酵がみられないことから困難がおこる。確かに、旧植民地における自国史研究が、帝国主義を合理化するために手をかしてきたそれら被支配地「停滞論」の克服に、貢献したことは事実である。しかし、これを過去の「歴史」把握の反省とし、「歴史」把握の方法としてどう完成するかは今日なお難事業である。なぜなら、この完成が、「歴史把握の方法論の問題ではなく、歴史の意味を私たちがどううけとめているかという、いわばトータルな思想の問題」(梶村秀樹「日本帝国主義の問題―朝鮮からみた日本帝国主義―」岩波講座『日本歴史』24、別巻1、岩波書店、一九七七年、三三五頁、なお傍点は原典)であると指摘されれば、ことさらに身構えざるをえないからでもある。いま、ためらわずにこの難問に挑むとしても、本稿の課題に則していえば、移住朝鮮人労働者問題が析出されねばならなかった意味を明らかにすること、植民地労働問題の分析視点を明らかにすれば、帝国主義のもとで労働問題をトータルな問題としてとらえるための前提作業としては足りよう。

ところで、これまでに二つの論稿、すなわち、「現代社会政策論の視座と対象」(「立命館経済学」第二五巻第五・六号)と「現代社会政策論の起点」(同第二六巻第一号)を発表してきた。この二つの論稿は、現代社会政策論の「序説」⁽¹⁾として日本戦時国家独占資本主義の社会・労働政策を分析するための前提作業(序章)であった。この前提作業で主張したことは、現代資本主義の危機解明の理論を構成するプロセスとして、危機認識の媒介概念を析出すること、そこにおいて現代の労働問題が「全機構」的に把握される必要と、かかる把握のために社会構成体論を適用し、国家政策体系が示す国家の意志(国家主権)とそのもとでの労働者における基本権(人民主権)の相関のうちにこれを具体化することであった。ただ、それが序章としてあまりに「抽象」的であったがゆえに、いま

この前提作業の「抽象」性を歴史対象の具体的分析において敷えんすることで補う必要を痛感した。これが本稿を独立して発表することにした重要な理由である。しかし、これだけの説明では不十分である。なぜなら、「序説」の構想の中から何故この部分を抽出したかについての説明が欠けているからである。そこで、この点について述べるならば、それは二つの論稿による前提作業で明らかにした「国民経済的フレーム」の超克と、国家主権と人民主権とについて敷えんするための素材としては、「序説」の構想のなかでは最適と思われるからである。

(1) 「序説」であるという意味は、前述した二つの論稿(序章)とくに「現代社会政策論の起点」で明らかにした。加えていうとすれば、世界的にみても第二次世界大戦後は、労働問題を把握するに当って全く新しいフレームとしての条件があり、戦後体制を論じるときに段階を画すべきで、現代社会政策論はその論理構成をこの新しい世界的条件のもとで組み立てるべきだという主張を含蓄させたものであった。

なお、「序説」の構想をここで示しておくことが、「序説」の現代社会政策論の序説たる内容を間接的に説明するであろうし、また、小稿の位置をも同時にそのなかで示すことに役立つであろう。

「序説」の構想

前提作業(序章)

前掲二つの論稿

第一章 社会政策体系の形成過程

第一節 金融資本の確立と労資関係

一 重化学工業化と階級関係の変化

二 直備制の展開と労働市場の成熟

第二節 市場構造の再編成と分配関係

一 米価騰貴と労働者生活

国家と労働者階級(三好)

二 米騒動とその後の社会諸運動

第三節 (本稿)

第二章 近代天皇制の社会政策体系

第一節 近代天皇制と労働行政

一 對抗基軸と政治過程

二 労働行政の「転換」

第二節 近代天皇制の社会政策体系

一 工場法の成立と展開

二 労働組合規制とその意義

第三節 近代天皇制と労働者の権利

一 近代的プロレタリアートの指標

二 国家主権と労働権

第三章 社会政策体系の変質過程

第一節 資本主義の危機と労資関係

一 昭和恐慌と臨時工問題

二 植民地経営の危機と「農工併進」

第二節 金融寡頭制支配の強化

一 生産力停滞下の産業合理化

二 地主—小作関係の縮小再編成

第三節 戦争拡大と民族抑圧

一 「日滿支」ブロックの形成

二 反共枢軸の成立と民族抑圧

第四章 天皇制軍部ファシズムの社会・労働政策

第一節 国家機構化と労働行政

一 権力集中と労働組合

二 雇用保障と労働行政機構

第二節 労働動員と戦時強制労働

一 賃金統制の展開と破綻過程

二 国民皆労と民族労働の奪取

第三節 ファシズムと労働者の権利

一 産業報国運動と労働義務

二 国民生活の統制と破綻

終章

一 敗戦の意義

1 国家主権と国民主権

2 民族問題の結末

二 労働者の基本権

1 人民主権と市民的権利

2 労働基本権の法認

(2)

歴史対象の確定については、帝国主義段階での国家主権と国民主権ないし人民主権の相関をもっとも明確にしうる対象は、朝鮮人労働者と日本人労働者との連帯の問題である。つまり、「国民経済的フレイム」を克服しようとする国民ではなく人民の側からの視角が要請される。そのばあい、朝鮮人労働者にとって民族自決権の認識が進行するプロセスこそ、最も適切な対象である。具体的には朝鮮「併合」から産米増殖計画による土地奪取の急進と窮民の流動・日本渡航、その停滞過剩人口としての沈没の過程である。なお、主権の問題については、長谷川正安「主権について」(杉原泰雄編『国民主権と天皇制』文献選集日本国憲法2、三省堂、一九七七年、所収)を参照されたい。

ところで、本稿が「序説」の構想において占める位置は、帝国主義段階で、国家主権と人民主権との相関のうちに労働者の基本権を把握しようとするとき、欠落を許されない課題であることで理解されやすいことであろう。そして、このような位置からの帰結として、小稿における植民地研究の方法が、民族自決権の視角を要請するものであることも自明のこととなる。この民族自決の視点は、植民地労働者はもとより日本人労働者を見るばかりにも共通に必要な視点である。もし、この視点を欠落させるならば、帝国主義にたいする抵抗主体の成熟は明らかにされえない。すなわち、ファシズムにたいする抵抗力および反ファシズム統一戦線(人民戦線)の成立は、民族自治でなく民族自決を、「ナショナリズム」でなく国際連帯を自覚せずには困難である。金融寡頭制支配の完成、昭和恐慌の時期までに、抵抗主体のどれほどの成熟がみられたかは、以後の時期にとってきわめて大きな問題である。

また、朝鮮人労働者問題としては、国家主権の喪失によって、人民主権の形成過程は必然的に社会変革と結合して国家主権を回復する主張とならざるをえないということを明らかにすることが第一義である。しかも、このばあいの人民主権の主張は、当時の朝鮮鉱・工業の発展水準から朝鮮人労働者が絶対的・相対的に少ないこと、移住朝鮮人労働者についてはその多くが自由(人夫・日傭)労働市場に滞留している現実(経済関係)からすれば、労働基本権要求として整序される過程はきわめてきびしい道程であったといわねばならない。そして、そのことは、そこでの朝鮮人労働者の運動をどうとらえるかという問題でもある。結論からいえば、帝国主義への打撃であることが、同時に、人民主権に立つ国家主権回復にむけての歩みであるという視角に立つ分析を可能にする方法を、必要とすることになる。いま、先進資本主義の危機に直面して意図されている労働経済論の「構造改革」

も、この時期の課題に照応させてみると、この「構造改革」が歴史的反省をどこまで自覚化しているかというまさにその思想的点検において、歴史による審判を前もって受けざるをえないだろうともいえる。これが本稿に自から期待する今日的な意義である。

一 日本帝国主義の土地収奪と産業奪取

日本資本主義は、中国・朝鮮にたいする侵略とともに発展してきた。後発資本主義国として絶対主義国家権力によって創出される市場の拡大（外債と地租を基礎とする社会経済構造の「近代化」）は、初発から侵略的性格をもっていた。しかし、戦争によって得た植民地支配の本質は変わらないにしても、植民地経営は資本の発展とともに内容を変化させてきた。

日清戦争によって領有した台湾にたいし、軍・警察的支配を貫徹して旧清国軍と義勇軍の抗日軍を鎮圧し、土地調査、大租権補償、地租改正の実施により植民地政策の基礎が展開されることになった。この地租改正事業は、それまでの一田三主的関係⁽¹⁾を解体し、地主・小作関係の整理・移行をもたらした。また、台湾縦貫鉄道の建設・基隆港の築港が進められ、台湾銀行の設立と幣制の改革が実施されるなど明治末年までに植民地経済支配の機構はほぼ完成し、資源（米と砂糖）略奪の機構も整備された。他方朝鮮にたいする侵略は、一九一〇（明治四三）年にすでに従属化をすすめていた韓国を「併合」し朝鮮を植民地化することによって新しい段階を迎えた。朝鮮総督府は、軍・警察権力を背景に土地収奪の前提作業として土地調査事業を実施した。朝鮮では、「併合」前にすでに前期的商人資本による土地集中が進行していたが、土地調査事業は日本人地主および朝鮮人地主の土地所有を

法認するとともに、そこに導入された土地所有制度は朝鮮人農民からの土地略奪を浸透させて行つた。なお、金融的にも「併合」前の統監府時代に、李朝政府の財政はすでに日本資本主義の完全な支配下にあつた（林柄潤『植民地における商業的農業の展開』東京大学出版会、一九七一年、八二頁）し、「貨幣整理」は第一銀行朝鮮支店の特権的業務として実施され、すでに円ブロックに統合されていた。植民地に編入されることで、台湾にしても朝鮮にしても自生的発展の経済組織は分断され、植民地支配機構の中に包摂され、以後の自生的発展の道は完全に断たれた。

(1) 大租戸（大租権所有者）—小租戸（業主権所有者）地主—現耕佃人（小作人）という複雑な関係が存在した（江丙坤『台湾地租改正の研究』東京大学出版会、一九七四年、二〇—三二頁）。

(2) 土地調査事業以後の、朝鮮における土地所有形態を「畸形的なものであつたにせよ、一応、近代的土地所有であつた」（前掲『植民地における商業的農業の展開』一四七頁）という見解がある。たしかに、土地はその所有権を確認されはした。しかし、小作契約をみると打租法では口頭契約が普通で、賭只法では覚書（移作票あるいは時作票または単に手票ともいう）程度を作成するのみであり、契約期間は多くは不明確で契約は毎年更新されるのが普通だが、實質的には永小作と同じ形式をとっている。また、小作監督として舎音シャムが残存し、その報酬として小作料の一部ないし小作地の一部を無料耕作する。地稅負担は小作法によって異なるが打租法では地主が負担して翌年度の種籾を小作人に与え、遠隔地で蕎を折半しえないときには小作人が地稅を負担するし、賭只法では小作人が地稅を負担し種籾は自分で負担するので蕎を取得する（豊福豊「朝鮮に於ける小作制度」朝鮮金融組合協会『朝鮮旧時の金融財政慣行』一九三〇年所収、二三二—二四八頁）。こうした契約関係の実態は土地所有者の旧身分（両班など）と不可分のものと思われ、小作料の形態（その多くは打租Ⅱ刈分、賭只法の一應執租Ⅱ検見であつた）および高率（生産量の半分から六割にもおよぶ）を残存する旧慣行のもので、日本人地主による植民地的収奪を有利なものとした。それゆえ、植民地朝鮮における土地所有は、「近代的土地所有」であつたとはいえない。所有関係は分配形態と分離して論ずべきでない。

第一次世界大戦は、日本資本主義の重化学工業化と経済の膨張をもたらした。そして、そこに成立した金融資

本は、戦争の終結による景気の停滞と繰返す恐慌で過剰資本を生みだした。すなわち、一九二〇（大正九）年には恐慌が発生し、株式市況は低落して事業の整理が進んだ。金融は緩和され銀行遊資は増加した。⁽³⁾しかし、一九二一年後半から金融はしまり、植民地投資のための外債の発行が再び活発化した。この段階から植民地経営は新しい段階を迎えることになった。この段階の開幕は、朝鮮においては「武断統治」から「文化統治」への転換によって告げられたが、この「文化統治」への転換の契機となったのは植民地における果敢な民族運動であった。一九一九（大正八）年の朝鮮における三・一独立運動（「万才騒擾事件」）は、国民主権の形成としての国家主権回復の運動であった。しかし、この民族をあげての運動が植民地統治に大きな衝撃をあたえたことは確かである。⁽⁴⁾朝鮮総督齋藤実は、「最近ニ於ケル朝鮮ノ情勢」について、「一般鮮民ノ人心ハ意外ニ險悪ニシテ過般ノ官制改革ニ依リ何等緩和ノ徴ヲ見ス貴賤貧富老幼男女ノ別ナク皆独立ヲ夢想」（近藤鋳一編『万才騒擾事件（三・一運動）』）朝鮮近代史料、朝鮮総督府関係重要文書選集⑩、友邦協会・朝鮮資料編纂会、一九六四年、五頁）するものと強い危機感をもった。しかし、この独立運動が人民主権の主張に立つものでないという不徹底さは、やがて民族運動としてその克服をせまられたが、他方で、支配者をして安心させ、「近代化」的対応の余地を残すことになった。すなわち、総督府は、治安維持を第一とし、懐柔（親日朝鮮人の優遇など）と民生民風の啓発をもって対応した。総督府のこの「新施政」（「文化統治」）は、官制改革（警察制度の改革、⁽⁵⁾朝鮮人官吏への高等官等俸給令・判任官俸給令の適用、地方制度改正と地方官庁への委任事項規程改正、中樞院・道参与官会議の「活用」など）、教育改革（教育令の改正と新学制の確立、教科目・教科課程および教則改正など）、宗教政策の改変（布教規則改正など）のほか、産業開発（産米増殖計画など）であり、その内容は、朝鮮人の政治的権利の承認にはほど遠く、むしろ民族教育の否定、良心への干渉、資源略奪

でしかなかった。この「新施政」は「文化統治」と呼ばれたが、なお、警察・憲兵統治の実態に少しの変更もなかった。

(3) 一九二〇年の後半から金融は緩和をはじめ、六大都市銀行だけでも同年八月末現在で預金四〇億九六〇〇万円、貸出四四億二三〇〇万円、金銀在高二億六〇〇〇万円であったのが、一九二二年四月末には預金四四億三二〇〇万円、貸出四三億八八〇〇万円、金銀在高三億三七〇〇万円となり預金が貸出を超過した(日本銀行調査局「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動搖史」日本銀行『日本金融史料』明治大正編、第二卷、一九五八年、六七四―五頁)。

(4) 「騒擾」の原因を当時の日本政府は、ヨーロッパでの民族独立運動の影響、天道教徒・キリスト教徒の煽動と朝鮮民族の性情に帰した(「朝鮮騒擾經過概要」前掲『万才騒擾事件(三・一運動)』(1)、一九頁)。独立運動には同年五月末までで二二一の府郡の一五四二回の集會に延二〇二万三〇九八人が参加し、総督府の軍・警察の弾圧で死者七五〇九人、被傷者一万五九六一人、被逮捕者四万六九四八人(この数字については資料によって大きな差がある)を出した(朴殷植著・姜徳相訳注『朝鮮独立運動の血史』1、平凡社、一九七二年、一八三頁)。

(5) 官制改革の中でも警察制度の改革は、施政転換の実態を示すための重要な環である。その制度改革をみると、統監府時代からの憲兵・警察の合体した警務機関はあらためられ、普通警察として拡充された。もちろん駐劄軍についても師団増設こそなかったが増員された。いま、警務機関の実態を改革前後で比較すれば以下の如くである(朝鮮総督府『朝鮮に於ける新施政』一九二〇年、七二頁)。

警務機関配置状況比較

改正前

警察署	派出所	駐在所	警察官	警視	警部	巡查および巡查補
一〇〇	一〇七	五三三	二	二六	一八七	二、六一七
憲兵分隊	分遣所	駐在所	憲兵將校	下士	上等兵	憲兵補助員
七八	九八	八七六	一一一	七八〇	二、五二五	△四、七四九

改正（一九一九年）後

警察署	派出所	駐在所	警視	警部	警部補	巡查
二四七	一一一	一、四三八	三四	三〇八	五九六	七、四四五

備考 (1) △は朝鮮人で外数

(2) 改正後は、憲兵からの転職者と日本本国現任警察官の転任と新規募集、憲兵補助員からの転職者で増員分を補填したという。なお、一九二二年には、駐在所が一・六倍となり、職員は一・四倍になった。

「新施政」で産業開発の中心となった産米増殖計画は、一九二〇（大正九）年度から一五年計画で土地改良事業と耕種法改良を実施し産米の増加を計画したものであった。この産米増殖計画は、米騒動を契機にして移入米による米価安定と供給確保の意図から出たもので、日本資本主義のこの食糧政策こそは米の地主的超過搾出機構の限界と、地主・ブルジョア権力がこの限界を土地改革として解決しえないことにもとづく日本資本主義の構造的脆弱性を表現していた。それゆえ、産米増殖計画は、土地改革による食糧問題の最終的な解決をさけるためにも植民地米の略取に重点がおかれねばならなかった。朝鮮産米増殖計画の土地改良（灌漑改善、地目変換、開墾开拓）、農事改良（施肥奨励）、土地改良を施行しない土地での耕種法改良も、朝鮮の農業社会に与えた影響は、総督府が朝鮮産米増殖計画要綱で述べるような「農家経済の向上と農民生活の安定」とは全くかけ離れたものであった。朝鮮における土地調査は一九一八（大正七）年に完了しており、李朝の経済基盤であった宮庄土・駅土・屯土は国有地に編入・処分され（一九〇八年設立の東洋殖産株式会社への出資として、すでに韓国から六万株と引きかえにこの最も豊饒な土地を没収していた）、これらの土地の日本人移民への払下げの結末は朝鮮人耕作者から土地を奪って彼らを流離させることであった。東洋殖産株式会社（その事業は農業経営・管理、土地売買・貸借、日朝移民募集・分配、資金

附表1；東洋拓殖株式会社地目別経営面積

	畓(田)	田(畑)	宅地	山林	雜種地	計
1914 (大正 3)	46,642	18,753	—	2,265	2,482	70,143
15 (4)	94,080	19,594	—	2,244	2,444	73,364
16 (5)	49,022	19,648	—	2,272	2,438	73,380
17 (6)	50,008	19,473	351	2,289	2,547	74,738
18 (7)	50,134	19,422	440	2,620	2,560	75,176
19 (8)	51,149	20,145	694	3,872	2,660	78,520
20 (9)	51,130	20,228	633	4,217	2,423	78,631
21 (10)	51,800	21,273	643	11,318	2,443	87,477
22 (11)	51,644	21,161	788	11,583	2,467	87,643
23 (12)	51,297	21,358	784	12,354	2,550	88,334
24 (13)	50,992	20,975	780	12,930	2,583	88,260
25 (14)	49,647	20,233	771	13,507	2,735	86,893
26 (昭和元)	49,143	20,160	718	20,516	2,853	93,390
27 (2)	48,574	20,172	697	20,241	3,178	92,862

備考 『東洋拓殖株式会社二十年誌』1928年, 37~8頁より

供給、附帯事業)は、韓国出資地と買収地とで朝鮮最大の地主となり(附表1)、事業拡張はそのまま朝鮮人からの土地奪取の拡大ともなったので「東拓来れば朝鮮人が引っこむ」とまで怨嗟された。東拓それは、まさに「朝鮮侵略の尖兵」(朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上、青木書店、一九七三年、七六頁)であった。

- (6) 東洋拓殖株式会社の移民事業は、第一回は一九一〇(明治四三)年に始り、一二三五戸が応募し一六〇戸を承認、二二七町歩の割当と、二万〇一四六円の移住費が貸与された。以後毎年募集され、一九一六(大正五)年までに二万二八五四戸が応募、五七九九戸承認、割当地(同年現在戸数分以下同じ)五三八六町歩、移住費貸付二二万六二九五円(朝鮮総督府編『最近朝鮮事情要覧』一九一八年、三三〇一頁)に達した。なお、一九一七(大正六)年五月末では現在戸数(定着)は二九七四戸で五割強の定着率、一九三八(昭和一三)年末には現在戸数二二七九戸で定着率四割強であった。
- (7) 宮土、駅・屯土は韓国時代にはきわめて低兼な小作料で数世代世襲の耕作者で経営されてきた。「その小作権(永小作権が成立していた―引用者)は相互に売買もされ、小

作地とはいえ実際には半官半民の私有地というべき性格をもっていた」(前掲『朝鮮独立運動の血史』1、九七頁)。
だから、朝鮮で「民田一化が進行する過程では、宮家の土地奪取(折受)・横占・抑買」にたいする農民の抵抗をともない、「民幣」(小作化)が進行するなかでは土地所有権の形成過程は小作権の成立なしには完成するべくもなかった。

朝鮮における土地奪取は膨大な国有地を生みだした。一九一九(大正八)年末で畝四万四九四七町歩、田七万四一七四町歩、林野一二万八四〇九町歩に達し、その他未懇地などを加えると膨大な面積となる。しかもその私下および貸与の多くは日本人に対してで、朝鮮人にたいしてはキリスト教徒や天道教徒のばあい小作すら許されなかった(前掲『朝鮮独立運動の血史』1、九八頁)。一九一九年で農家戸数の三七・六%が小作農(なお一九三二年で一戸当り畝〇・四八町、田〇・五三町を耕作)で自作兼小作を加えると七六・九%になり、当時の農業生産力は「天水畝」が大部分をしめ、反当収量は豊凶の変動はげしく平均としては〇・九石(一九一九年は粳米で〇・八四石)という水準であった。

それゆえ、産米増殖計画は、朝鮮農業のこうした現状からすれば、農業用水の確保と産米の商品化率を高めることであったが、それは実は朝鮮人からの土地奪取を促進し、小作米の追加的搾取の機構を完成させることであった。土地改良のための日本地主主導の水利組合事業⁽⁸⁾も、朝鮮人耕作者からの土地奪取を進めることにしかなかった。日本人地主と違って恵沢は少ないのに負担だけが増加し、朝鮮人小地主は耐えられずに土地を手ばなし組合の土地兼併だけを拡大した。もちろん、朝鮮からの土地奪取はこれだけに限らず工場進出による土地買収でも進化した。その買収に郡守と警察署長が干渉し脅迫することさえあった(一九二七年二月一七日「東亜日報」朝鮮総督府官房文書課『朝鮮の言論と世相』巖南堂、一九六九年、一二九―三頁)。こうした土地奪取と併行して小作米の

擲取が進んだ。東洋拓殖株式会社のばあいでも、小作料は玄米・粃・大豆・棉・雑穀の一部金納（代金納）であつた。多くは現物の高率小作料が収納されており、商品化率は農民の窮迫とともに高まり、それとともに朝鮮米の飢餓「移出」は進んだ（附表2）。

(8) 一九二八（昭和三）年度末の「灌漑工事完了組合九一」記上準備中組合三五と準じた（朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』昭和三年度、二二四頁）。

附表2：朝鮮における米需給表

	生産高	輸 移 入 高			供給高	輸 移 出 高			朝鮮一人当消費高	日本内地一人当消費高
		輸入高	移入高	合計		輸出高	移出高	合計		
1920(大正 9)	12,708,208	石 48,515	石 11,899	石 60,414	石 12,768,622	石 111,602	石 1,750,588	石 1,862,190	石 0.6342	石 1,118
1921(10)	14,882,352	石 4,328	石 13,602	石 17,930	石 14,900,282	石 189,389	石 3,080,662	石 3,270,051	石 0.6706	石 1,153
1922(11)	14,324,352	石 5,673	石 161,945	石 167,618	石 14,491,970	石 73,130	石 3,0316,245	石 3,389,375	石 0.6340	石 1,100
1923(12)	15,014,292	石 25,080	石 89,211	石 114,291	石 15,128,583	石 38,647	石 3,624,348	石 3,662,995	石 0.6473	石 1,153
1924(13)	15,174,645	石 11,903	石 391,861	石 403,764	石 15,578,409	石 30,778	石 4,722,541	石 4,753,319	石 0.6032	石 1,122
1925(14)	13,219,322	石 117,023	石 832,375	石 949,398	石 14,168,720	石 14,986	石 4,619,504	石 4,634,490	石 0.5186	石 1,128
1926(昭和元)	14,773,102	石 615,357	石 192,346	石 807,703	石 15,580,805	石 9,003	石 5,429,735	石 5,438,738	石 0.5325	石 1,131
1927(2)	15,300,707	石 79,601	石 843,192	石 922,793	石 16,223,500	石 10,343	石 6,186,925	石 6,197,268	石 0.5245	石 1,095
1928(3)	17,298,887	石 376,225	石 93,154	石 469,379	石 17,768,266	石 15,703	石 7,405,477	石 7,421,180	石 0.5402	石 1,129
1929(4)	13,511,725	石 444,826	石 245,500	石 690,326	石 14,202,051	石 9,862	石 5,609,018	石 5,618,880	石 0.4462	石 1,100
1930(5)	13,701,746	石 397,961	石 187,126	石 585,087	石 14,286,833	石 6,846	石 5,426,476	石 5,433,322	石 0.4508	石 1,077

備考 1) 生産高は各前年の生産高（玄米換算、輸移入高をのぞき他も同じ）

2) 朝鮮における1人当消費高 = $\frac{\text{総消費高（供給高合計 - 輸移出高 - 繰越高）}}{\text{前年末人口} + \text{当年中増加人口の} \frac{3}{4}}$ を加算した4月末推定人口

日本内地における1人当消費高 = $\frac{\text{総消費高（同上）}}{\text{国勢調査を基礎とした4月末現在の推定人口}}$

3) 朝鮮総督府農林局『朝鮮米穀要覧』（1934年）より作成

(9) 起債償還年間反当組合費は、均等負担で八・四七円から三・六〇円、多くは負担に格差があり、最低負担分で八・五三円から〇・八二円であった。

ところで、民族産業の略奪では、「併合」前の市場支配から一步を進めて、直接的な略奪にむかった。一九一〇(明治四三)年の会社令は、「民族資本の發展を抑え、ひいては朝鮮の資本主義的工業の發展を阻止し、朝鮮を永久に植民地的食糧・原料供給地にとどめておこうとする」(前掲『日本帝国主義の朝鮮支配』上、一〇五頁)ものであった。一九〇六(明治三九)年の鉱業法、砂鉱取締法、一九一五(大正四)年の朝鮮鉱業令によって、日本人の鉱山独占が強権に保護(外国人の新たな鉱業権取得の禁止、土地収用令の準用など)されながら進んだ。⁽¹⁰⁾ また、共同販売制と特売制度は棉花や蚕繭の搾出機構として機能した。しかし、やがて第一次世界大戦後の過剰資本の放資と植民地の外資による開発のためには、会社令は撤廃(一九二〇年)されねばならなかった。⁽¹¹⁾

(10) 朝鮮総督府編『大正七年最近朝鮮事情要覽』一九一八年(一九二〇年)によれば、朝鮮における鉱業出願および許可件数は以下のとおりであったが、認可は日本人に優先権を与え朝鮮人には陰に陽に卑劣な妨害が加えられ、良鉱は日本人の手に貧鉱は朝鮮人の手に渡ったという(前掲『朝鮮独立運動の血史』1、一〇一頁)。

	出願件数			許可件数		
	日本人	朝鮮人	外国人	日本人	朝鮮人	外国人
一九二二(大元)	三九七	二〇七	二九	一九六	一一二	九
一九二三(一一)	三八五	二二五	一〇	二〇七	一三五	三五一
一九二四(三)	三五八	一七九	五	二二四	九三	一〇
一九二五(四)	三八一	四〇三	三〇	二〇五	一五七	一八
一九二六(五)	一九三二	一〇八一	七二	四二二	三〇八	七四
			合計			合計
			六三三			三三六
			六一〇			三五二
			五四二			三〇八
			八四			三八〇
			〇八五			八〇四

(11) 一九二八(昭和三)年末現在で、資本金五〇万円以上の各種製造工場は日本人所有六一工場、朝鮮人所有四工場、

外国人所有は二工場であった(前掲『朝鮮総督府施政年報』昭和三年度、二八二―二六頁)。

朝鮮における土地と産業の奪取は、都市にも農村にも「細民⁽¹³⁾」をつくりだした。とくに土地を追われた農民は、火田(火粟田⁽¹³⁾)を耕作するほかはなく、朝鮮人の流離が進むほどに、火田は増加し、とくに産米増殖計画の開始と

附表3；火田耕地面積の推移

	火 田	総耕地 面積比 %
1918(大正 7)	153,952.1	3.42
1919(8)	140,501.1	3.10
1920(9)	128,064.3	2.84
1921(10)	144,275.5	3.18
1922(11)	134,899.3	2.98
1923(12)	148,214.6	3.26
1924(13)	160,524.0	3.51
1925(14)	153,292.2	3.35
1926(昭和元)	152,760.0	3.31
1927(2)	153,680.8	3.33
1928(3)	151,135.7	3.28
1929(4)	176,762.3	3.81
1930(5)	180,722.6	3.88
1931(6)	201,155.2	4.31
1932(7)	202,158.0	4.33
1933(8)	366,601.2	7.54
1934(9)	422,624.1	8.57

備考 全国経済調査機関聯合会朝鮮支部編
『朝鮮経済年報』昭和14年版、附表よ
り作成

ともに増勢をはやめている(附表3)。こうした火田の増大は、林政、治水、社会上の問題とされるようになった。一九二四(大正二三)年の調査によると、同年九月末現在で要存予定林野内だけで約一四万町歩の火田と戸数五万八五六六戸、人口三一万四八二三人があり、不要存林野、民有林野内の火田戸数および人口は、合計二三万〇五八五戸、一五万九〇二六人に達した。

火田の耕作は、普通三、四年から四、五年位で休耕期間は四、五年から一二、三年にもおよび、粟、大豆、小豆、大麦、玉蜀黍、蕎麦、燕麦、馬鈴薯などを輪作する。その收穫は粟で反当収量の多いものでは一石をこえるが少ないものは二斗をわる。したがって、その生活は悲惨⁽¹⁴⁾でとくに転耕火田民(一、二年で移住し再び火田を官憲の眼を掠めて耕作する)の生活はその極にあつた。しかも、天候に左右されるほか火田整理が進められ、それがまた火田民の貧窮化を増さしめた(朝鮮総督府『火田の現状』調査資料第一九輯、一九二六年、一二九頁)。火田整理も実効をあげないままに火田面積も戸数も逆に増加した(附表3・4)。一九三一(昭和六)年末に、行政指導の対象とな

附表4；朝鮮における營農種別農家戸数

	地主(甲)		地主(乙)		自作	自作兼小	小作	(兼火田民)	純火田民	計
	戸	戸	戸	戸						
1920(大正 9)	15,655	75,365	529,177	1,017,780	1,082,842	2,720,819		
1921(10)	17,002	80,103	533,188	994,976	1,091,680	2,716,949		
1922(11)	17,157	81,926	534,907	971,877	1,106,598	2,712,465		
1923(12)	17,904	32,498	527,494	951,667	1,123,275	2,702,838		
1924(13)	18,663	83,520	525,689	934,208	1,142,192	2,702,838		
1925(14)	19,735	83,832	544,536	910,178	1,184,422	2,704,272		
1926(昭和元)	20,571	84,043	525,747	895,721	1,193,099	(59,683)	34,316	2,742,703		
1927(2)	20,737	84,359	519,389	909,843	1,217,889	(90,558)	29,131	2,753,497		
1928(3)	20,777	83,824	510,983	894,381	1,255,954	(94,485)	33,269	2,753,497		
1929(4)	21,326	83,170	507,384	885,594	1,283,471	(92,710)	34,332	2,781,348		
1930(5)	21,400	82,604	504,009	890,291	1,334,139	(96,508)	37,514	2,799,188		
1931(6)	23,013	81,691	488,579	853,770	1,393,424	(92,466)	41,212	2,881,689		

- 備考 1) 地主(甲)とは、その所有する耕作をことごとく小作させ自ら耕作しない者
 地主(乙)とは、所有地の大部分を小作させ、一部を自耕作する者
 兼火田民とは、熟田を耕作し兼ねて火田民耕作に従事する者(地主・自作、自作兼小作、小作を兼ねる者で、その内数。よって合計には含まず)
 2) 全国経済調査機関聯合会朝鮮支部編『朝鮮経済年報』(昭和14年版)1934年より

った火田民は面積一二万四〇〇〇町歩、戸数二六万九九〇〇余戸一三九万九四〇〇余人で、北部八郡の総耕地面積の三三%、総戸数の四七%、人口総数の四五%であった(大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第一六卷、一旧外地財政(下)、東洋経済新報社、一九六一年、四三頁)。

(12) 春窮、火田、土暮が朝鮮における「細民」の三つの形態といわれた。

(13) 山野の樹木を焼き払いその跡地を極めて乱雑に耕鋤し、雑穀を栽培する原始的な粗放的農耕法をいう(前掲『火田の現状』一頁)。

(14) 四季を通じて粗末なる木綿衣を着用し、寝具はほとんどもない。食事は朝・昼馬鈴薯または草根、木実に若干の玉蜀黍、あるいは燕麦、大豆、小豆を混じた飯および粥、夕食は粟および玉蜀黍を混じた粥など、冬季には普通昼食を抜く。副食は漬物、農繁期には貧窮する。労働能率減退し不健康状態の者多く、住居は山崩、洪水の危険のある個所に削板または草葺の二ないし三間の小屋に住む(前掲『火田の現状』一〇三頁)。

植民地台湾においても事態は同様であった。土地調査事業による所有権確定の過程で、土地所有権者のかなりの変

更・改訂が行なわれたと推定され（浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動—台湾・朝鮮・滿州—における抗日農民運動の展開過程—』未來社、一九七三年、一四頁）、さらに官有林野取締規則による山林原野「無主地国有」の原則（矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』『矢内原忠雄全集』第二卷、岩波書店、一九六三年、二〇七頁）は、台湾人の林野占有利用の慣行を侵して開墾地を實質的に取上げることであった。略取により成立した官有地は日本人に優先して払下げられ、地主制をてこに原料・資源の収奪が強行された。

二 民族の主権と在日朝鮮人労働者の形成

一九〇四（明治三七）年韓日協商条約（保護条約）は、韓国の外交主権を奪いこれを「保護国」として内政干渉の道をひらいた。さらに進んで、一九一〇（明治四三）年には韓国併合ニ関スル条約で、韓国の国家主権を剝奪することとなった。「併合」とともに朝鮮総督府官制が施行され、朝鮮人の民族自決権を否定した。三・一独立運動の衝撃で試みられた一九一九（大正八）年の官制改革でも、その本質は変化しなかった。植民地となった朝鮮に、天皇制官僚機構が移植され、治安法令（保安法、保安規則、集会取締、政治ニ関スル犯罪処罰ノ件、治安維持法、行政執行令、同施行規則など）や移入資本を保護・保証する諸法令（会社令、土地収用令、森林令、朝鮮鉱業令、朝鮮蚕業令など）が整備されたが、それは逆に朝鮮人の市民的活動を制限し当然のことながらその国民主権すら否認するものであった。土地・資源の略取のために、朝鮮における民族の主権は、かくまでに否認されたのである。

(1) 韓国併合ニ関スル条約の第一条で、「韓国全部ニ関スル一切ノ統治権」を「完全且永久」に「譲与」すると明記した。しかし韓国の国家主権は、当時、皇帝と官僚的貴族（文・武両班）支配の政治体制がとられ、田制も庄土と両班

私田の小作経営が主体であった社会からして、皇帝の統治権であらざるをえなかった。同時に皇帝の統治権も両班に制肘され、また「民田」の一定の発展に蚕食された統治権でしかなかった。したがって、統治権の「譲与」が韓国の国家主権の取得であり、それが形成されつつあった国民主権を否定するものであったところに、日本帝国主義は「併合」当初から民族運動の洗礼を受けることを覚悟しなければならなかった。

(2) 朝鮮総督府官制は、設置されたその当初、天皇に直隸した総督が委任の範囲内で陸海軍を統率し、総理大臣を経て上奏し裁可を受けるといふ条件のもとで罰則をとまなう制令を発することを認められていた。政務に関しては、特別会計の執行権を移譲されており、警務機構を直属させていた。地方官制は、知事(勅任官)に移譲された権限が制限的であり、総督府の行政権限は絶大であったといわねばならない。しかも、この行政機構から朝鮮人が排除されていたところに、朝鮮における国民主権否認の実態があった。

「併合」前の朝鮮が、資本主義的發展をとげる条件は一定の成熟をみせていた。身分制に制約されてはいたが、民田は「前進」(安乗珪『朝鮮社会の構造と日本帝国主義』龍溪書舎、一九七七年、二九頁)し、土地制度の改革の前提条件は整いつつあった。しかし、変革主体の独自の形成という点では、甲申政変(一八八四年)の性格と経過が示すごとく不十分であった。また、商品經濟の發展の低さは商業組織の前近代性を強固に維持させ、それゆえ急速な資本主義化は国家による殖産興業政策に頼らざるをえず、そのときこの古い社会經濟的基盤は農民の犠牲をより大きくせざるをえない。しかも、国民主権を担う主体の成熟がおくられていけば、そこでの国家主権は列強に蚕食され、せつかくの殖産興業政策も半植民地化の道をさげえなかった。

しかし、「併合」された朝鮮で、日本帝国主義による植民地経営が強化されるとき、土地調査による所有権の確定、資本活動を保証するための契約関係の法認の過程は、いやおうなしに所有権の担い手たる主体を成立させる。しかし、国民主権すら承認しない植民地では、日本国内でも成立しなかったとされる「近代的所有権」(川島

武宣『所有権法の理論』岩波書店、一九四九年、二九—三〇頁)はなおのこと成立するすべもなかった。しかも、土地と資源の奪取のために民族産業の発展を阻止するとすれば、その「近代的所有権」展開はなおのこと強く制約されざるをえなかった。けれども、第一次大戦後に遊資が発生しその植民地投資が進めば、朝鮮社会経済構造も変化し、この変化のなかで農民・労働者の主体的成熟の条件も生まれる。その時には国民主権の主張を超克して人民主権へと昇華せずにはいない。しかし、実際の過程は、一挙にそこまで進行する筈もなかった。軍の警察機構を主軸とした行政・統治下においては、市民的権利こそが民族的要求であり、その意味では国民主権にもとづく国家主権の回復として主張されざるをえない。しかもなお「近代的所有権」は、その展開の前提を植民地朝鮮では全く欠いていた。事実、三・一独立運動における朝鮮民族代表宣言(「朝鮮独立宣言」)は、「民族的良心ト国家的廉義」の回復伸張のために民族独立が最大の急務であるとし、その公約三章のなかに此度の拳を「正義人道生存尊栄ノ為ニスル要求ニシテ即チ自由的精神ヲ發揮スルモノ」とする(前掲『万才騒擾事件(三・一運動)(1)』、九—一〇頁)。ここには、民族自決の原則の主張をみることも出来るが、⁽⁴⁾ただ、その主体についてみればなお曖昧さを残していたというほかはない。この主体的曖昧さは、やがて精算されることとなった。すなわち、三・一独立運動の衝撃によって実施された「新施政」の過程でいやおうなく進まざるをえなかった労働者・農民の主体的成熟とともに、やがて精算されることとなった。しかし、その時には、「近代的所有権」の展開は、ますます民族運動の成否にかかわることになる。なぜなら、民族の自治でなく自決の要求は、日本帝国主義にとって二重に承認のできないことだからである。

(3) 「近代的所有権」の展開も、国家主権にふれない論理枠として組みたてられていることに留意しなければならない。

(4) レーニン、民族問題における二つの基本原則として、「政治的ならびに市民的自由と完全な同権」および「国家を構成する各民族にとつての自決権」をあげる『アルメニア社会民主主義者の宣言について』『民族自決権について』国民文庫、一〇頁。朝鮮の三・一独立運動が、起訴被告人のほぼ五四%が農民で鉱工業従事者は僅か三%（前掲）万才騒擾事件(1)、『一〇八一—一〇頁』であったことから、運動の主要な担い手が農民であったと類推されるが、農民運動の恒常化は「新施政」以降であった。したがって、この時期の朝鮮における民族運動としては、労働者の組織的運動の弱さと相まって、民族自決権の主張として成熟した運動とはなりえなかった。

しかし、三・一独立運動が農民によって担われたという意味を明らかにするには、なお基本的作業が残っている。いま、この問題について詳しくふれる余裕はないが、「自生的発展」を強調するあまり、自作農中・上層、自作小作農上層部分によって担われた「農民的商品生産の発展」を抑止した植民地権力への抵抗として「ブルジョア的人格」を主張（馬淵貞利「第一次大戦期朝鮮農業の特質と三・一運動—農民的商品生産と植民地型地主制—」、朝鮮史研究会編「朝鮮史研究会論文集」No. 12 龍溪書舎、一九七五年三月、一六五頁）する意義は理解できるが、この主張のためには、翌年からの小作争議の激発恒常化とのもっと整合的な説明を必要とし、それは三・一独立運動を担った農民の拮かりを、土地調査事業の経過の中で進行的な分解の内容をもっと厳密に析出することと関連させてとく必要がある。事業の経過の中でも農民的商品生産が根強く求められたというだけでは説得力が弱い。

朝鮮における「新施政」は、地主制の強化と対応する階級分化を基盤とする統治機構の補強（産米増殖計画と官制改革）による偏頗な産業構造（土地・資源略奪の経済構造）の維持を意図したものであった。「新施政」の性格は、小作戸数と火田民の増加に示される階級構造の変化にみるることができる。

朝鮮の農業では、耕作面積が狭く、生産力も低いため春窮（ポリコゲ）、秋窮（ヒコゲ）が起り、窮迫農家は一九三〇（昭和五）年には一二五万戸（自作、自作兼小作、純小作総戸数の四八%）を超えたという。農民の窮迫は民族産業の発展をも抑制し、また資源・原料供給地として偏頗な産業構造を強制されて昭和恐慌後まで本格的な工業化を

附表5；小作爭議累年表

	件数	参加人員	関係面積	一 争 議	
				平均人員	平均面積
1920(大正 9)	15	4,040	町	269.3	—
21(10)	27	2,967	—	109.8	—
22(11)	24	2,539	—	105.8	—
23(12)	176	9,063	—	51.5	—
24(13)	164	6,929	—	42.3	—
25(14)	204	4,002	—	19.6	—
26(昭和元)	198	2,745	—	13.9	—
27(2)	275	3,973	2,572.7	14.4	93.6
28(3)	1,590	4,863	4,660.7	13.1	29.3
29(4)	423	5,419	8,120.8	12.9	192.0
30(5)	726	13,012	10,583.0	17.9	145.8
31(6)	667	10,282	6,148.8	15.4	92.0
32(7)	300	4,687	2,239.2	15.6	97.9

備考 前掲『朝鮮経済年報』(昭和14年版)101頁より

阻止された。こうした窮迫のなかで農民は抵抗し、小作爭議は頻発するようになった(附表5)。とくに、一九二三(大正一二)年からは頻発・増加傾向がみられ、その原因は小作料の軽減はもとより小作権取消および移動に起因するものが増加し、同年で六六・五%、翌一九二四年で七

附表6；朝鮮工業の趨勢

	工場数	資本金	従業者数				原動力		生産品価額
			日本人	朝鮮人	外国人	計	機関数	馬力数	
1914(大正 3) ¹⁾	654	17,371,832	3,345	17,335	293	20,963	319	13,278	32,754,797
15(4)	782	21,113,607	3,782	20,310	447	24,539	405	16,252	45,931,133
16(5)	1,075	24,613,500	4,323	23,787	536	28,646	459	17,460	59,026,639
17(6)	1,358	39,038,966	5,039	35,189	1,315	41,543	619	26,170	98,972,187
18(7)	1,700	48,309,485	5,005	40,036	1,708	46,749	714	26,151	156,801,637
19(8)	1,900	129,378,762	5,362	41,873	1,470	48,705	822	37,501	225,404,275
20(9)	2,087	160,744,378	7,108	46,200	1,971	55,279	871	80,766	179,318,501
21(10)	2,384	179,142,795	6,330	40,418	2,554	49,302	944	86,460	166,414,714
22(11)	2,900	183,570,167	5,880	45,553	3,244	54,677	1,216	91,011	163,458,610
23(12)	3,499	177,985,802	6,392	59,678	3,342	69,412	1,670	90,008	242,788,196
24(13)	3,845	166,940,946	6,330	63,483	3,371	73,184	1,972	98,412	293,946,580
25(14)	4,238	265,853,369	6,363	70,281	3,731	80,375	2,370	123,949	337,249,418
26(昭和元)	4,293	319,171,485	6,102	73,345	4,003	83,450	2,623	128,805	365,848,317
27(2)	4,914	542,646,184	6,163	78,347	4,632	89,142	3,186	117,732	369,639,708
28(3)	5,342	549,122,364	7,098	87,864	4,585	99,547	3,404	153,896	392,533,876

- 備考 1) 1922年以前は、官公署工場を含まず
 2) 職工徒弟を通じ製造時期において平均1日5人以上を使用する工場及び原動力を有する工場、または1ヶ年生産額5000円以上の工場
 3) 従業者は工場に使用する製造時期における1日の総数
 4) 前掲『朝鮮経済年報』昭和14年版、附録統計表より

六・八％に達し、小作権要求の強さを示した（朝鮮総督府警務局「最近に於ける朝鮮治安状況」昭和八年、『最近に於ける朝鮮治安状況―昭和八年・十三年―』復刻版、巖南堂書店、一九六六年、一五三―一六〇頁）。他方、労働争議については、偏頗な単一産業構造が強制されたとはいえ、日本国内の重化学工業化と足並をそろえた拡大をそれなりに反映している（附表6）。工場労働者（五人以上規模）は三・一独立運動の時点で全体として四万八七〇五人、うち朝鮮人は四万一七八三人でしかなかった。しかし、労働争議は、一九一七（大正六）年を境に増勢を示し、一時停滞したが一九二三（大正二二）年頃から明確な階級意識をもった運動が拡大する気配をみせた。総督府は、社会主義者の労働運動介入を阻止するという口実で警察権力を介入させ抑圧しようとしたが、昭和初頭から「時流の趨く階級意識は漸次高潮し労働者は積極的に賃銀値上其の他労働条件の改善を目的とする争議を敢行するに至り」（前掲「最近に於ける朝鮮治安状況」昭和八年、一三九頁）、昭和恐慌時には一段と増加し、一九三〇（昭和五）年には争議件数一六〇件、参加人員一万八九七二（うち朝鮮人一万七一九二）人、一九三一（昭和六）年二〇五件、一万七一一四（うち朝鮮人一万六八五四）人と最高水準に達した。かくて、こうした農民・労働運動の高揚は、民族運動に一つの転期をもたらした。一九二五（大正一四）年朝鮮共産党、高麗共産青年会が結成され、一九二八（昭和三）年にコミンテルンの指導で党組織が労働者・農民を基礎に再組織化され、勢力を拡張した。こうした流れのなかで、一九二七（昭和二）年民族単一党組織として結成された新幹会も政治活動路線をめぐる内部対立を露呈しはじめ、一九三一（昭和六）年にはついに分裂した。一方は合法的運動で民族自治を、他方は人民主権に立つ民族自決（社会主義革命）をめざすことになった。このように、弾圧強化が合法主義を生み分裂を促した。

(5) 一九三二（昭和七）年調べで、自作兼小作農家の一戸当耕地面積（未登録耕地を含む）は、全道で自作地畝〇・四

附表7；米の反当収量の動向

	朝鮮米		内地米		台湾米	
	石	石	石	石	石	石
1920(大正 9)	0.957	2,022	0.960			
21(10)	0.935	1,760	0.996			
22(11)	0.964	1,932	1,056			
23(12)	0.979	1,761	0.950			
24(13)	0.839	1,819	1,134			
25(14)	0.932	1,893	1,160			
26(昭和元)	0.964	1,760	1,087			
27(2)	1,087	1,957	1,169			
28(3)	0.890	1,889	1,151			
29(4)	0.840	1,855	1,132			
30(5)	1,154	2,064	1,190			
31(6)	0.948	1,700	1,171			
32(7)	0.995	1,854	1,333			

備考 1) 豊凶については未調整
2) 前掲『朝鮮米穀要覧』29頁より作成

すると一九二〇年で朝鮮米とほぼ同水準であったのが、一九三二年の台湾米は「内地」の七一・八九%まで伸び、台湾米の伸びに比べて朝鮮米はその伸びが低い(附表7)。

(6) 一九三〇(昭和五)年の朝鮮全道で、春窮状態にある農家戸数は、自作農九万二三〇四戸(同総戸数の一八・四%)、自作兼小作農三二万三四七〇戸(同総戸数の三七・五%)、純小作農八三万七五一戸(同総戸数の六八・一%)、合計一二五万三二八五戸(自作、自作兼小作、純小作の四八・三%)であった(朝鮮総督府『朝鮮ノ小作慣行』下巻、復刻版、龍溪書舎、一九七七年、一〇一―一三頁)。なお、生活困難により賃金労働をなす小作農民は七七万五一〇六戸(同総戸数の三七%)であった(同上)。

また、一九二六年(昭和元)年から一九三一(昭和六)年の五年間に、乞食は一人から一六万三〇〇〇人に、窮民は二九万六〇〇〇人から一〇四万八〇〇〇人に、細民は一八六万人から四二〇万人に増加したという(前掲『日本帝国主义の朝鮮支配』上、二七七頁)。

(7) 朝鮮における小作料は、一九二二(大正一一)年江原道では、賭只法で番の最高七割一分、最低二割、普通四割八分、打租で五割、執租最高六割五分、最低二割、普通五割であった。これを当地の一〇年前と比較すれば、番のばあ

〇町、田〇・八三町、小作地番〇・五三町、田〇・七七町、小作農家で番〇・四八町、田〇・五三町(前掲『朝鮮米穀要覧』一三頁)、また、農家一戸当耕地面積でみると、一九二〇(大正九)年で番・田自小作地合計で一・五九一町、その後二、三年若干増加したが、以後減少しはじめ、一九三二年には一・四九八町となっている(同上)。なお、農業生産力は、一九二〇年でみると「内地」米反当収量二・〇二三石、朝鮮米〇・九五七石で日本「内地」農業に比べて四七・三二%の生産力でしかない。一九三二年でみても「内地」米一・八五四石、朝鮮米〇・九九五石で五三・六六%、ちなみに台湾米と比較

(8) 賭只法の最高で二・一%、普通で一・六%の増、打租で一一・一%増、執租の最高で一五・六%、普通で一一・一%増と、増徴が進行している。地税は、賭只法ではもともと小作の負担であるが、他の小作法でも小作への転稼が進んでいる(前掲『朝鮮ノ小作慣行』下巻、二五一、二五七頁)。なお、植民地農業における利益率を示すために、反当地価と小作料とを下表(1)にあげておく。

組織された運動は、大正の末頃から急速に拡がったとい

(1) 反当地価ト小作料トノ比較年次表

	地目	地価		小作料		歩合	摘 要			
		円	割	円	割		時価	(石)	(石)	(石)
1912(大正元)	{ 畓田	40.00	4.00	1.00	割	時価	(石)	(石)	(石)	4.00
		14.00	1.26	0.90	割					3.50
1916(5)	{ 畓田	60.00	6.50	1.10	割	時価	(石)	(石)	(石)	2.80
		20.00	1.85	0.90	割					5.00
1918(7)	{ 畓田	120.00	14.00	1.20	割	時価	(石)	(石)	(石)	4.00
		24.00	2.50	1.00	割					9.00
1921(10)	{ 畓田	120.00	24.00	2.00	割	時価	(石)	(石)	(石)	6.00
		35.00	6.00	1.60	割					7.00
										16.00
										8.00
										14.00

備考 前掲『朝鮮ノ小作慣行』下巻、250頁より

(2) 各種結社累年表

	民族	社会	労働	農民	青年	衡平	学事	宗教関係	その他	計
1920(大正 9)	—	11	33	—	251	—	15	443	212	965
1921(10)	—	18	90	3	446	—	64	1,623	663	2,907
1922(11)	—	19	81	23	488	—	114	1,516	761	3,002
1923(12)	—	55	111	107	584	—	98	1,754	938	3,652
1924(13)	1	86	91	112	742	82	119	1,779	971	4,083
1925(14)	1	82	128	126	847	99	185	1,790	1,112	4,470
1926(昭和元)	2	38	182	119	1,092	130	183	1,836	1,304	5,084
1927(2)	104	85	352	160	1,127	150	153	1,287	606	4,024
1928(3)	182	75	432	307	1,320	153	172	1,456	763	4,858
1929(4)	214	56	465	564	1,433	162	270	1,737	957	5,858
1930(5)	246	56	561	943	1,509	165	278	1,805	1,147	6,710
1931(6)	175	35	511	1,759	1,482	166	279	1,894	1,035	7,336

- 備考 1) 衡平は「白丁」階級の差別撤廃を目的とする団体
 2) 学事は「実力養成(民族的な教育振興)運動」を目的とする諸団体
 3) 宗教関係は宗教団体(仏教, キリスト教)と宗教類似団体(天道・侍天・普天の諸教)の合計
 4) その他には少年の団体(新幹会, 青年同盟の少年部などの少年運動諸団体)をふくむ
 5) 前掲「最近に於ける朝鮮治安状況」(昭和8年), 168~9頁より作成

うべきで、一九二〇(大正九)年の結社団体数は九六五であったが、翌年には二九〇七団体、一九二七・八(昭和二・三)年からは一段と増加した。いま、その各種結社の消長をあげれば前頁表(2)のとおりである。

(9) 朝鮮において治安法、治安規則および治安維持法などで検挙された者は、一九二八(昭和三)年から急速に増加し、保安法関係六二件二〇四人、治安維持法一九四件七九六人、その他政治運動をふくむ総検挙者は、七八二件二八三一人で、一九三〇・三一(昭和五・六)年には一段と増加し、一九三二年で二六四件六六三七人に達した(前掲「最近に於ける朝鮮治安状況」昭和八年、六〇―一三頁)。

日本帝国主義による植民地経営の強化は、窮民を大量に創出した。しかも、それら窮民にとつての最後の生活基盤であった火田の開耕も制限・禁止されると、この火田「整理」⁽¹⁰⁾が実施されるなかでは、むしろ逆に「遊農」化して火田の濫耕を促進させられるか、ついには流離して「移住」をせまられるかのほかはなかった。

(10) 一九一六(大正五)年内訓第九号によって要存林の「整理」が本格化することになったが、一九二四(大正一三)年九月末までに、要存予定林野内の火田整理は、面積一万〇四〇一・四〇町歩、戸数六〇六七戸、人口二万八一三八人が「整理」され、要した費用は一万三三七一円に達した(前掲『火田の現状』、一九五頁)。こうした火田整理が実効性をもちえなかったことは、要存林野内の火田が絶滅するどころか、かえって増加する傾向を示したことも知れよう(同上書、一九四頁)。

土地を奪われ流離せざるをえなくなった朝鮮人は、きわめて貧弱な慈恵・救済制度の対象となるか、職業紹介事業によって土木事業の労働力として調達されるかのほかは、「移住」の道を選ぶほかはなかった。すなわち、朝鮮における救済事業は、罹災者救護、賑恤救護、施設救護、児童保護を中心とし、福利施設(住宅供給、公設市場、公益質屋、共同宿泊所、簡易食堂など)をふくめて全く貧弱なものであった。⁽¹¹⁾ 職業紹介事業は、土木工事の勃興により日傭労働者の需要が激増したために、朝鮮南部の人口稠密地帯から工事が実施され人口稀薄な地帯に労働

附表8；朝鮮人渡航・帰還および渡航阻止の動向

	渡航阻止	渡 航	帰 還	差 引	日本在留朝鮮人
1920(大正 9)	—	27,497	20,947	6,550	30,189
1921(10)	—	38,118	25,536	12,582	38,651
1922(11)	—	70,462	46,326	24,136	59,851
1923(12)	—	97,395	89,745	7,650	80,617
1924(13)	—	122,215	75,427	46,785	120,238
1925(14)	3,774	131,273	112,471	18,802	133,710
1926(昭和元)	21,407	91,092	83,709	7,383	148,503
1927(2)	58,296	138,016	93,991	44,025	175,911
1928(3)	47,297	166,286	117,523	48,764	243,328
1929(4)	9,405	153,570	98,275	55,295	243,328
1930(5)	2,566	95,491	107,706	△12,215	276,031
1931(6)	3,995	102,164	83,651	18,513	298,091
1932(7)	2,980	113,615	77,575	36,040	318,212
1933(8)	3,396	153,299	89,179	64,179	390,543
					425,876

備考 1) △は帰還超過 2) 日本在留朝鮮人は各年末現在人口
 3) 前掲「最近に於ける朝鮮治安状況」昭和8年, 189~192頁より作成

力移動をうながして需給を調節することであった。そのため、汽車汽船運賃割引が実施された。さらに、一九二八(昭和三年)からは職業紹介機関の拡充をはかることとし、地方庁に職業紹介ならびに保護指導に当らしめる職員を増員を行なった。しかし、こうした措置も、実は日本への朝鮮人渡航者が増加するにつれてこの渡航の制限(一九二五年一月より実施)をいっそう強化するための努力でしかなかったといえよう。⁽¹²⁾ しかも、渡航制限は、何らの法的根拠もないままに渡航取締として実施され、実際に渡航阻止されたものは、一九二七(昭和二年)には五万八二九六人にのぼった(附表8)。日本への渡航取締が強まるにつれ、朝鮮人窮民の流離する果先は豆満江を渡河し間島しかなかった。昭和の初年には、北間島(琿春地方を除く豆満江沿境中国領)・西間島(白頭山以西西鴨綠江沿境中国領)への「移住」者は、年間一万五〇〇〇人から二万四〇〇〇人に達した(附表9)。「移住」朝鮮人の中には、「自作農を営むものであったが、経済の破滅から小作人となってその日その日を僅かに連命してゐたが、それも最近に至っては持続し得る方策がないので已むを得ず、最後の決心を以て間島にでも往けば活きる途があ

附表9；外国移住朝鮮人の動向

	北間島	西間島	その他	計	帰還者
1910(明治43)年9月 ～1924(大正13)年12月	109,690	106,179	53,023	268,892	
1925 (大正14)	5,090	1,571	3,056	9,717	7,277
1926 (昭和元)	12,364	3,610	5,063	21,037	9,022
1927 (2)	18,891	4,749	6,357	29,997	10,516
1928 (3)	11,400	3,325	4,821	19,546	15,146
1929 (4)	6,931	2,958	3,726	13,615	10,958
1930 (5)	4,311	2,434	2,513	9,258	12,354
1931 (6)	2,911	1,224	1,727	5,862	13,699
1932 (7)	6,556	5,071	760	12,387	29,698
1933 (8)	6,513	6,808	632	13,953	14,745

備考 1) 1932年「満州国」建設により、統計改訂されたるにより、改正様式の「間環」を北間島、「満州」を西間島に組みかえ、それ以外は在来のその他に集計
2) 前掲「最近に於ける朝鮮治安状況」(昭和8年)293～5頁より作成

りやせんかと思ひ、残余の家具等を売却し漂流の旅に出発した」者が多く、「旅費がないので列車にも乗り得ず徒歩する人も少くない」という状況であったという(前掲『朝鮮の言論と世相』、二六六頁)。とくに、火田整理は、窮民の最後の拠り所を失わせ、「已むを得ず情深い故郷を棄て、一定の行先もなく流離の旅に出発」(同上書、二七二頁)させたのである。もちろん「移住」した先が安住の地とはならず、当初は中国人との摩擦たえず、これがまた保護と治安上の理由でこの地を侵略するのに口実ともされた。中国侵略による「満州国」建設以後は、「移住」が再び急増し、朝鮮総督府は特殊会社朝鮮満拓殖株式会社を設立(一九三六年)し、国策として「満州」への殖民政策をとるようになった。

(11) 一九二五(大正一四)年で、窮民救助年度末現在員一九五(うち日本人〇人)救護費九六八七円、救済所一三九ヶ所(うち貧民救助一、貧民治療五五ヶ所)経費才出九三万〇三三七円、ほかに水害、火災、旱害罹災者救恤費六八万三七三七円が支出された。

(12) 渡航取縮も、労働者募集取縮規則(一九一八年総令第六号)により許可された募集活動は、有能な低賃金労働力の確保のためにも認めざるをえず、雇用先がはっきりしている朝鮮人の渡航は許可された。こうして取締による渡航者の減少も一時的には若干あらわれたが、すぐに前の水準に回復した。また、流離し渡航した朝鮮人の多くは日傭労働市場に流入し、失業滞留して治安対策の対象とみなされるようになった。

附表10；在日朝鮮人職業別調

	1915 (大正4) 12月末	1917 (大正6) 12月末	1920 (大正9) 6月末	1921 (大正10) 6月末	1925 (大正14) 6月末	1926 (大正15) 6月末
職 工			7,801	6,626	25,626	30,028
人夫・坑夫	2,274	11,397	6,511*	5,045	10,846	7,630
人夫・日雇			10,964**	13,099***	59,066	67,234
各種雇人	292	887	1,003	1,028	7,521	7,839
小計	2,566	12,284	26,279	25,798	103,059	112,731
無就労者	80	457	1,394	1,762	22,027	21,288
在日朝鮮人計	4,075	14,502	31,720	32,274	136,709	148,015

備考 1) 1915年～1920年は内務省警保局保安課『朝鮮人概況』（大正5年，大正7年，大正9年）より1921年は内務省警保局『朝鮮人近況概要』（大正11年），1925年，1926年は，内務省警保局保安課『大正十四年中ニ於ケル在留朝鮮人ノ状況』および同『大正十五年中ニ於ケル在留朝鮮人ノ状況』より作成

- 2) * 監督および雑夫をふくむ ** 土工・日雇・人夫の合計で仲仕を含まず
 *** 各種人夫と土方および日雇の合計，なお1925，26年人夫・日雇は各種人夫

国家と労働者階級（三好）

た（高橋亀吉『日本産業労働論』千倉書房，一九三七年，四四七―八頁）。

なお、この時期一九二五年には、東京朝鮮無産青年同盟会、三月会、在日朝鮮人労働総同盟などが設立され、全体として啓蒙活動から政治活動へと転換し、運動が活発化しつつあった。このことがいっそう治安対策の必要性を支配層に感じさせた。

渡航朝鮮人の職業は、多くは人夫・日傭として筋肉労働に従事した（附表10）。なかには、例外的に熟練労働者としての位置を得ることもあった。たとえば、一九二五（大正一四）年神戸市役所社会課の調査（「在神半島民族の現状」昭和二年九月、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集』第一巻、三一書房，一九七五年）によれば、三菱倉庫一〇〇人（仲仕）、川崎造船所八九人（うち運搬工六九人）、同算合分工場六〇人（うち製鋼工三三人、製板工二五人）などがある。しかし、このように常備されるばあいでも、「常識的」力量第一主義的なもの（同上書、六五六頁）が多く、また賃金についての差別も大きかった。だからといって、常備労働力として労働力の質は、能率・能力・勤務状態についてすこしも劣ることはなかった。ただ、勤務年限の短いことが指摘されて

いる（同上書、六五六―六六〇頁）。労働力としての優秀さは、繊維産業では早くから知られ、「鮮女輸入」という言葉で積極的に主張されてきた。労働者募集取締規則の施行後は、募集許可願を朝鮮総督府に提出したうえで、募集人が個別に村々を訪問し募集した。しかし、この規則によって、朝鮮人労働者とりわけ女工が雇用契約を結ぶときに保護されたわけではない。

（13）一九二四（大正一三）年の調査では、地域・職種によって大きく違い一概にはいえないが、一割ないし六割の差が

あり、平均二割の差は確実にあったという（社会局第一部「朝鮮人労働者に関する状況」大正一三年七月、前掲『在日朝鮮人関係資料集』第一巻、四九六頁）。

附表11；在京朝鮮人就職の動向

	世帯持		独身者	
	1928 (昭和3)	1934 (昭和9)	1928	1934
知人の紹介	9.75	30.01	15.94	40.82
職業紹介所	2.50	48.06	1.50	16.14
保護団体	45.25	4.86	51.25	16.87
自己直接	19.75	11.28	12.75	13.14

備考 東京府社会課『在京朝鮮人労働者の現状』1936年3月、82～3頁より

日本在住朝鮮人の就労機会は、一九二八（昭和三）年の段階では在京朝鮮人のばあい、保護団体の斡旋による者が四、五〇％にのぼったが、一九三四（昭和九）年には知人の世話と職業紹介所の利用が多くなっている（附表11）。一九二一（大正一〇）年に設立された相愛会（会長李起東）が、昭和初年急増した渡航者の就職斡旋に大きく関与した。相愛会愛知県支部の取扱は、一九二七（昭和二）年中だけで日傭労働紹介三七万九五〇五件、工場紹介六二〇件であったという（名古屋地方職業紹介事務局「朝鮮人労働者に関する調査」昭和三年、前掲『在日朝鮮人関係資料集』第一巻、六八九頁）。しかし、いずれにしても、その就業機会はとぼしく、人夫・日傭が中心であったことは明らかである。自由労働市場への朝鮮人労働者の大量の流入は、民族自決権にたいする明確な認識が相方に

成立していなければ、朝鮮人労働者と日本人労働者との対立・競争は深刻化せざるをえない。この深刻さは、自由労働市場の底辺に朝鮮人労働者を滞留させ、独自の社会問題を成立させることになる。そして、その社会問題としての独自性は、支配層からみれば常に治安問題として把握された。なお、労働市場におけるこれらの問題は別の機会〔序説〕構想の第三章第一節の二)でふれられるべき問題である。

- (14) 御用団体としての相愛会は、金をとって女工を独身男子に「紹介」し、時には暴力手段で結婚させることもあったという(金賛汀・方鮮姫『風の慟哭―在日朝鮮人女工の生活と歴史―』田畑書店、一九七七年、一二九頁)。
- (15) 朝鮮人失業者が、労働下宿の中に沈潜するかぎり、自由労働市場の滞留状況は根深いものとならざるをえない。